告示

○総務省告示第百八十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十六年五月十二日

総務大臣　新藤　義孝

政党	政治団体の名称	異動事項	届出年月日
日本共産党中央委員会	会計責任者の氏名	新　岩井　鐵也	二六、三、三
		旧　上田　均	二六、四、二二
みんなの党	代表者の氏名	渡辺　喜美	二六、四、二二

○法務省告示第二百三十一号

長野県上田市役所備付けの次の戸籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年六月十二日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる戸籍の謄本、抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、上田市役所又は長野地方法務局上田支局に照会すること。

平成二十六年五月十二日

法務大臣　谷垣　禎一

長野県小県郡上田町大字常磐城千七百五十一番地　池田　ゑつ

○法務省告示第二百三十二号

次の難民認定証明書は、効力を失ったので、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第六十一条の二の七第二項の規定により告示する。

平成二十六年五月十二日

法務大臣　谷垣　禎一

難民認定証明書の番号及び日付

名15―13　平成17．9．1．

○農林水産省告示第六百四十八号

感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則（平成十一年農林水産省令第八十三号）第四条の規定に基づき、平成二十二年五月二十日農林水産省告示第七百九十三号（感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則第四条の規定に基づき、同条の表の輸入可能地域のうち第二号に掲げる地域の項の下欄第一号及び第二号の農林水産大臣が指定する施設を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十六年五月十二日

農林水産大臣　林　芳正

表ヴァニー・バイオリサーチ・コーポレーション・リミテッドの施設の項を削り、同表ティエン・フー・カンボジア・アニマル・ブリーディング・リサーチ・センターの施設の項の次に次のように加える。

オリエント・カム・カンパニー・リミテッドの施設	カンボジア王国　コンポンチュナン州ローリ・アップ・イアー郡

表アンコール・プライメイツ・センター・インコーポレーションの施設の項の次に次のように加える。

ヴァニー・バイオリサーチ・コーポレーション・リミテッドの施設	カンボジア王国　プノンペン都ミンチェーイ区

表イナリサーチ・フィリピンズの施設の項及びサイエンティフィック・プライメイツ・フィリピナスの施設の項を削る。

○経済産業省
環境省
国土交通省告示第十五号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十六年四月一日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十六年五月十二日

経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS2―V179	イワフジ　U―4C	イワフジ工業株式会社	岩手県奥州市水沢区字桜屋敷西5番地1
NS2―V180	イワフジ　U―4CG	〃	〃
NS2―V181	イワフジ　CT―500B	〃	〃
NS2―V182	イワフジ　CT―500BS	〃	〃

○経済産業省
環境省
国土交通省告示第十六号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十六年四月一日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十六年五月十二日

経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS2―V183	シロタ　S―15	株式会社シロタ	大阪府門真市東江端町8番43号

○経済産業省
環境省
国土交通省告示第十七号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十六年四月一日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十六年五月十二日

経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS2―V184	大原　KDP―M03	株式会社大原鉄工所	新潟県長岡市城岡二丁目8番1号

○経済産業省
環境省
国土交通省告示第十八号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十六年四月一日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十六年五月十二日

経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS2―V185	ヤンマー　C70A	ヤンマー株式会社	大阪府大阪市北区鶴野町1番9号